

第 5 期中山間地域活性化計画を踏まえた施策 (地域振興部：地域生活交通の確保)

1. 計画内容

第 4 章－1－(4)－③ 最適な交通手段への転換

- ・ 高齢により自動車の運転を差し控える方や、自家用車等による移動手段を有していない方々にとって、通院や買い物、通学、通勤など、日常生活における移動手段の確保は重要です。
- ・ こうした方々が、将来にわたり地域で安心して住み続けるため、地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段への転換を図ることができるよう、地域生活交通の確保に向けた取組を進めます。

2. 中山間地域の地域生活交通の課題

- ・ 人口減少等により利用者が減少し、運行支援を行う行政の負担が拡大傾向。
 - ・ 乗務員不足により、路線の維持が困難。
- 現に、乗務員不足を一因とするバス路線の廃止が出始めている。

3. 取組内容

(1) 地域生活交通再構築実証事業

- ・ 「小さな拠点づくり」に向けて、地域生活交通の再構築を図るため実証事業に取り組む市町村に対して補助金を交付。
- ・ 本年度から、運転手確保に要する経費として、運転手の募集に係る就職イベントの開催や広報誌の作成などに要する経費を補助対象に追加。

(参考) 本年度の補助事業 (予定含む、9 月 30 日時点)

自治体名 (地区)	事業内容
吉賀町 (柿木、六日市)	タクシー利用助成の実証 (R2. 2～)、デマンド型乗合タクシー化の検討
益田市 (真砂)	デマンド型乗合タクシーの実証運行 (真砂線代替：R2. 10～)
邑南町 (日和、市木、高原、布施)	タクシー利用助成の実証 (R2. 10～)
美郷町 (吾郷)	タクシー利用助成の実証 (R2. 4～)

(2) 生活交通確保対策交付金

- ・ 地域住民の日常生活に必要な生活交通を確保するため、市町村が運行する乗合バス・タクシー等の路線について、維持経費として交付金を交付。

(3) その他

- ・ 輸送コストに係る客観的な指標 (1 人 1 km 当り支援コスト) や県内各地域での取組事例を掲載したカタログを基に、効率的な運行形態への転換が図られるよう市町村へ検討を促している。

令和 2 年 9 月 3 0 日
中山間地域・離島振興特別委員会
健康福祉部

第 5 期中山間地域活性化計画を踏まえた施策
(健康福祉部：結婚・子育て支援、医療・介護支援)

1. 結婚への支援

(1) 市町村における結婚支援の取組の強化

- ・市町村の結婚支援員・相談員の配置支援
- ・コンピューターマッチングシステム「しまこ」端末の市町村設置の推進

(2) 相談・マッチング機能の充実

- ・「しまね縁結びサポートセンター」による縁結びボランティア「はぴこ」の相談活動強化
- ・県出身者など、県外在住者を対象とした婚活イベント・セミナーによるマッチング機会の提供

(3) 結婚や家庭についての理解・関心の向上

- ・小・中・高校・大学生等への結婚・妊娠・出産・子育て講座の開催

2. 妊娠・出産・子育てへの支援

(1) 切れ目ない相談・支援体制づくり

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を目的とした「子育て世代包括支援センター」の全市町村への設置
- ・訪問サポート事業（産前・産後の家事・育児）、産後うつ防止等のための専門的ケア事業が全市町村で取り組まれるよう支援

(2) 子育て世代に向けた支援の充実

- ・安心して家事や仕事に取り組むことができるための保育環境の維持・充実
 - ・小規模の民間保育所運営支援
 - ・保育士確保（保育士養成施設がない石見・隠岐地域等の出身学生が県内の保育士養成施設等に進学する場合に必要な家賃貸与制度を創設）
- ・放課後児童クラブの利用時間延長等に向けた支援の拡充

3. 医療・介護支援

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

- ・医師確保計画に基づき、各医療圏域で必要となる医師の確保に向けた地域枠医師の養成や医師の派遣調整
- ・身近な地域における診療機能の確保
 - ・診療所を維持するための地域の中核病院取組支援
 - ・総合診療医育成の取組が県内に広がるよう支援
- ・救急患者搬送体制の確保
(ドクターヘリ運用、防災ヘリによる搬送体制の充実・強化)
- ・医療情報ネットワーク「まめネット」の活用
 - ・遠隔診療や医療機関相互の情報共有による迅速性・専門性の補完
 - ・介護職等多職種間での情報共有の推進
- ・特定行為が行える看護師の養成による医師負担の軽減、迅速な医療の提供
- ・在宅医療を支える病院・診療所・訪問看護ステーション等の運営支援
- ・訪問看護師の育成支援
- ・中山間地域・離島の病院等に就職する看護学生を対象とした奨学金制度

(2) 医療・介護が切れ目なく提供できる体制づくりと介護の充実

- ・「地域包括支援センター」を中心とした医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供体制づくりに向けた市町村との連携による取組
- ・「島根県入退院連携ガイドライン」を活用した圏域ごとの入退院連携ルールづくりを促すとともに多職種連携を進める
- ・「健康寿命延伸プロジェクト」、「小さな拠点づくり」モデル地区の取組と連携した介護予防・生活支援体制の整備に向けて市町村を支援
- ・通いの場の充実による介護予防・認知症予防を進めるとともに、「地域包括支援センター」、「しまね認知症コールセンター」等の相談体制を強化
- ・介護人材の確保のための就学資金貸付制度
- ・中高生を対象とする就職体験事業
- ・介護職定着につながる介護ロボット・ICT導入などの職場環境の整備の促進

(3) 高齢者が生きがいを持って地域の支え手として活躍できる社会づくり

- ・介護予防や閉じこもり予防など、地域の高齢者に対する健康づくり活動を推進する「健康づくり推進員」の養成
- ・現場で活躍する75歳以上で生産活動やボランティア活動等を行っている高齢者の顕彰による生涯現役の機運醸成
- ・高齢者の学びを地域活動につなげる仕組みとして高齢者大学校「くにびき学園」のカリキュラムの見直しに加え、コーディネーターを東部・西部に配置し、活動参加を支援

令和 2 年 9 月 3 0 日
中山間地域・離島振興特別委員会
農 林 水 産 部

第 5 期中山間地域活性化計画を踏まえた施策 (農林水産部：農業・林業・水産業)

別紙 島根県農林水産基本計画〔農業・林業・水産業〕の概要

島根県農林水産基本計画〔農業〕の概要

将来にわたって持続可能な農業・農村の実現

収益性の向上による農業産出額の100億円増

農業集落における担い手不在の解消

1. ひとづくり

【新規自営就農者の確保】

○将来担い手になろうとする意欲ある新規就農者を倍増させます。
(30人→60人/年)

- ▶ 農業法人と協力して「雇用→独立(自営)」という就農ルートを確立させます
- ▶ 農林大学校に就農準備コースを設けるなど、自ら農業経営を志す人のニーズに応えます



就農相談会の状況

【中核的担い手の育成】

○販売額1,000万円を達成するような中核的な担い手を増やします。
(600経営体→1,000経営体)

- ▶ 現在の経営規模にかかわらず、安定的な農業経営を目指す農業者への支援を強化します
- ▶ スマート農業の普及や労力補完の仕組みづくりにより、経営拡大に不可欠な労働力確保を後押しします



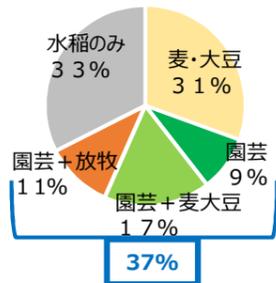
スマート農業の一例
(ドローン)

【集落営農の経営改善】

○集落営農の法人化、経営多角化により組織継続の基盤を強化します。
(高収益作物販売額 2.5億円→20億円/年)

- ▶ 水田園芸が円滑に拡大できるよう、必要な人材の確保や排水対策(基盤整備)を進めます
- ▶ 組織化、法人化、広域連携などの取組がよりスピーディーに実現するよう、推進方策を見直します

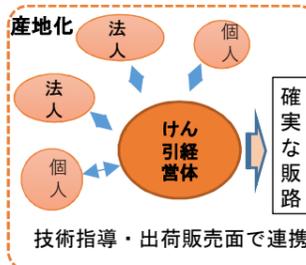
■経営多角化の取組内容 (H29)



【地域をけん引する経営体の増加】

○地域の農業者をけん引し、産地化を共に進める企業の農業参入を促します。
(地域けん引経営体 毎年1以上誘致)

- ▶ 県として推進する企業の農業参入は「地域の農業(農業者)のためになるもの」に限定します
- ▶ 独自の販路や高い生産技術を持つ企業をターゲットとすることで、速やかな産地形成を図ります



【将来性のある産地の拡大】

○マーケットインの発想で「生産の拡大」と「安定的な担い手の確保」に取り組もうとする産地を支援します。

- ▶ 「いいものを作れば売れる」という技術偏重の産地振興のあり方を、根本から見直します
- ▶ 1次加工、海外輸出、未利用資源の活用等、県内他産地のモデルとなるような成功事例を創出します



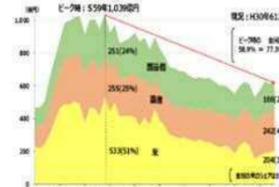
2. ものづくり

【水田園芸の推進】

○今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させます。
(県推進6品目※産出額20億円→60億円/年)
※ キャベツ、タマネギ、プロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス

- ▶ 単なる品目振興ではなく、県のあらゆる農業施策を総動員して水田園芸の拡大を図ります
- ▶ これまで推進のネックとなっていたほ場の排水対策、労力確保、販路開拓に県が正面から取組みます

■農業産出額の推移



【有機農業の拡大】

○全国に誇る島根県の有機農業を更に推進し、産地を拡大します。
(有機JAS認証ほ場の割合 0.4%→1.0%)

- ▶ 総花的な推進ではなく、「有機JAS」を軸に産地形成や担い手確保を進めます
- ▶ 県外を含む多くの消費者にその価値が高く評価してもらえるよう、販売対策と物流対策を強化します

■県内の有機農業の中核産地



【美味しません認証を核としたGAPの推進】

○安定的な経営を実現するため、GAPの実践を県農業のスタンダードにします。
(主要品目の国際水準GAP取得割合 0.6%→50%)

- ▶ GAPは今後の農業経営にとって必須の取組であり、あらゆる担い手に実践を強く働きかけます
- ▶ その入り口として県独自のGAP認証(美味しません認証)を活用して、認証取得を丁寧にサポートします



「美味しませんゴールド」
しまねっこコラボマーク

【肉用牛生産の拡大】

○地域の特色を活かして、県内に古くから根付いている肉用牛生産を拡大します。
(子牛生産頭数 7,000頭→9,300頭/年)

- ▶ 子牛価格や肥育の出荷成績が伸び悩む状況を改善し、担い手の安定的な確保につなげます
- ▶ 放牧を活用した子牛づくりや、肥育農家と繁殖農家が連携した地域の特色ある肉用牛生産を進めます

■肉用牛の分布 (H31)



【持続可能な米づくりの確立】

○主食用米の更なる価格低下にも耐えられる徹底した低コスト生産を実現します。
(生産コスト 13,807円→9,600円/60kg)

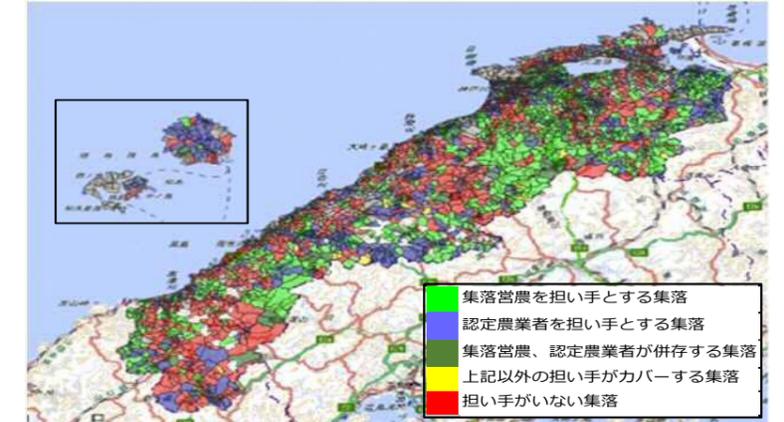
- ▶ 農地集積も進めつつ、主食用米生産に占める担い手シェアを伸ばしていきます
- ▶ 低コスト化では、特に畦畔管理の効率化、播種・育苗技術の改良、多収穫品種の導入を強力に進めます



リモコン除草機

3. 農村・地域づくり

■集落の担い手の状況(H30)

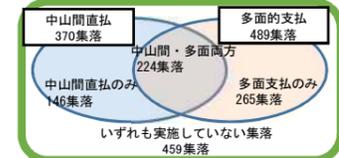


【日本型直接支払制度の取組拡大】

○集落における営農維持の基礎となる日本型直接支払の推進を強化します。
(担い手不在集落における新規取組数 8集落→30集落/年)

- ▶ 中山間地域等直接支払については、近隣集落との広域連携を進めながら取組の拡大を図ります
- ▶ 多面的機能支払については、中山間地域等直接支払を現在実施している集落等をターゲットに推進を強化します

■担い手不在集落(1,094集落)での日本型直接支払の実施状況 (H30)



【地域が必要とする多様な担い手の確保・育成】

○それぞれの地域が必要とする多様な担い手を確保・育成します。
(農業集落における担い手不在集落の解消 275集落(5年間))

- ▶ 定年を機に農業を始める方や、自らの経営と集落営農活動を組み合わせようという方など、多様な人材確保を支援します
- ▶ 担い手を確保しやすくするため、中山間地域の生産条件の悪い地域で小規模な基盤整備を進めます

■担い手による集落のカバー状況

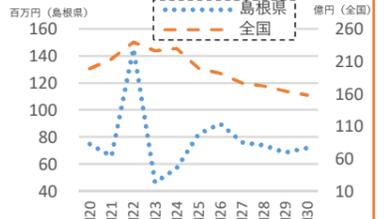
集落区分	H21	H30
認定農業者がカバーしている集落数	788	792
集落営農組織がカバーしている集落数	913	914
認定農業者と集落営農組織がカバーしている集落数	109	261
担い手不在集落数	1,275	▲181
合計	3,085	▲24

【鳥獣被害対策の推進】

○地域ぐるみで対策に取り組もうとする集落を支援し、被害を減少させます。
(意欲ある集落の被害額 5割以上減少(令和元年→令和6年))

- ▶ 鳥獣対策の主体は市町村という意識を払拭し、県自ら被害を減少させるために能動的に対策に取り組みます
- ▶ 中国山地のニホンジカのような新たな被害への対策、ジビエ活用に向けた連携体制の構築に取り組みます

■野生鳥獣による農林作物被害額の推移

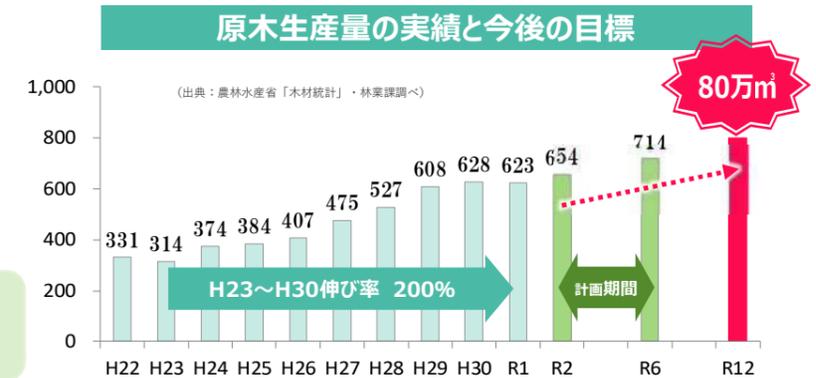


島根県農林水産基本計画【林業】の概要

島根県の森林と林業・木材産業の将来ビジョン・基本目標

島根県の森林と林業・木材産業では、**令和12年に原木生産量80万³m**を達成することを目標にしています。

この目標は県内需要と健全な林業経営に必要な生産量であり、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の実現によって産業発展と環境保全の両立を目指します。



島根県は原木生産量80万³m達成に向けて **重点推進事項（6項目）**の対策を進めます

<島根県農林水産基本計画(R 2 (2020) – R 6 (2024))>

重点推進事項

1. 林業のコスト低減

原木生産と再造林の低コスト化により、林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを、従来の作業モデルから15%以上低減させます。

● 原木生産の低コスト化

原木生産コスト
5%以上ダウン

《主な対策》

- 循環型林業拠点団地を70団地設定
- 林業専用道を毎年20km程度整備
- 林業事業者の実態に応じた高性能林業機械の導入



林業専用道

● 再造林の低コスト化

再造林コスト
18%以上ダウン

《主な対策》

- 伐採者と造林者が連携した一貫作業の100%実施
- コンテナ苗の得苗率向上による低コスト化
- 低密度植栽（2,000本/ha）の普及拡大



コンテナ苗

2. 原木が高値で取引される環境整備

製材用原木の需要増と林業事業者の供給体制の整備により、県内原木生産のうち製材用として取引される割合を現状の12%から17%以上に増加させます。

● 製材用原木の需要拡大と安定供給

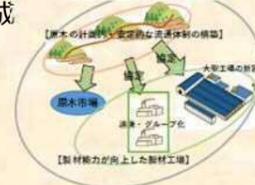
2 製材工場
新設

《主な対策》

- 原木需要拡大のための製材工場の新設
- 原木供給～木材加工が合理的に結びついたウッドコンビナートの形成



製材工場新設（イメージ）



● 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

出荷割合
50%以上

《主な対策》

- 県産木材を積極的に使用する工務店及び建築士の認定と支援制度の創設
- 県外需要者と県内製材業者のマッチングの強化



関西圏での商談会

3. 林業就業者の確保

原木増産と伐採後の適切な再造林を円滑に実現するため、新規就業者の確保と林業事業者の魅力向上等を通じて、林業就業者を現状の953人から1,072人に増加させます。

● 新規林業就業者の確保

就業者
80人/年以上

《主な対策》

- 高校生への体験実習などによる林業教育の充実
- 農林大卒業生を毎年20人以上輩出
- 農林大に1年コースを新設



農林大学校林学科の学生

● 林業就業者の定着強化

5年定着率
70%以上

《主な対策》

- 島根林業魅力向上プログラムによる労働条件・就労環境改善
- 専門家による事業者の経営改善指導
- しまね林業士制度を活用したキャリアアップシステム導入促進



整備された福利厚生施設

計画期間
の目標
(R2～6年度)

令和6年
(2024年)

原木
生産量
71.4万³m

将来ビジョン

令和12年
(2030年)

原木
生産量
80万³m

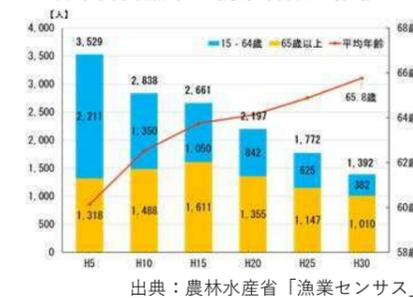
島根県農林水産基本計画〔水産業〕の概要

▶ 持続可能な沿岸自営漁業の実現や、沿岸漁業集落の維持・発展を図るため、新規就業者の確保・育成と、漁業の生産性の向上を推進します。

【将来ビジョン】

- 令和21年の沿岸自営漁業の産出額54億円（令和6年：産出額29億円）
- 132の沿岸漁業集落について、1集落あたりの漁業者が5人以上いる形で維持

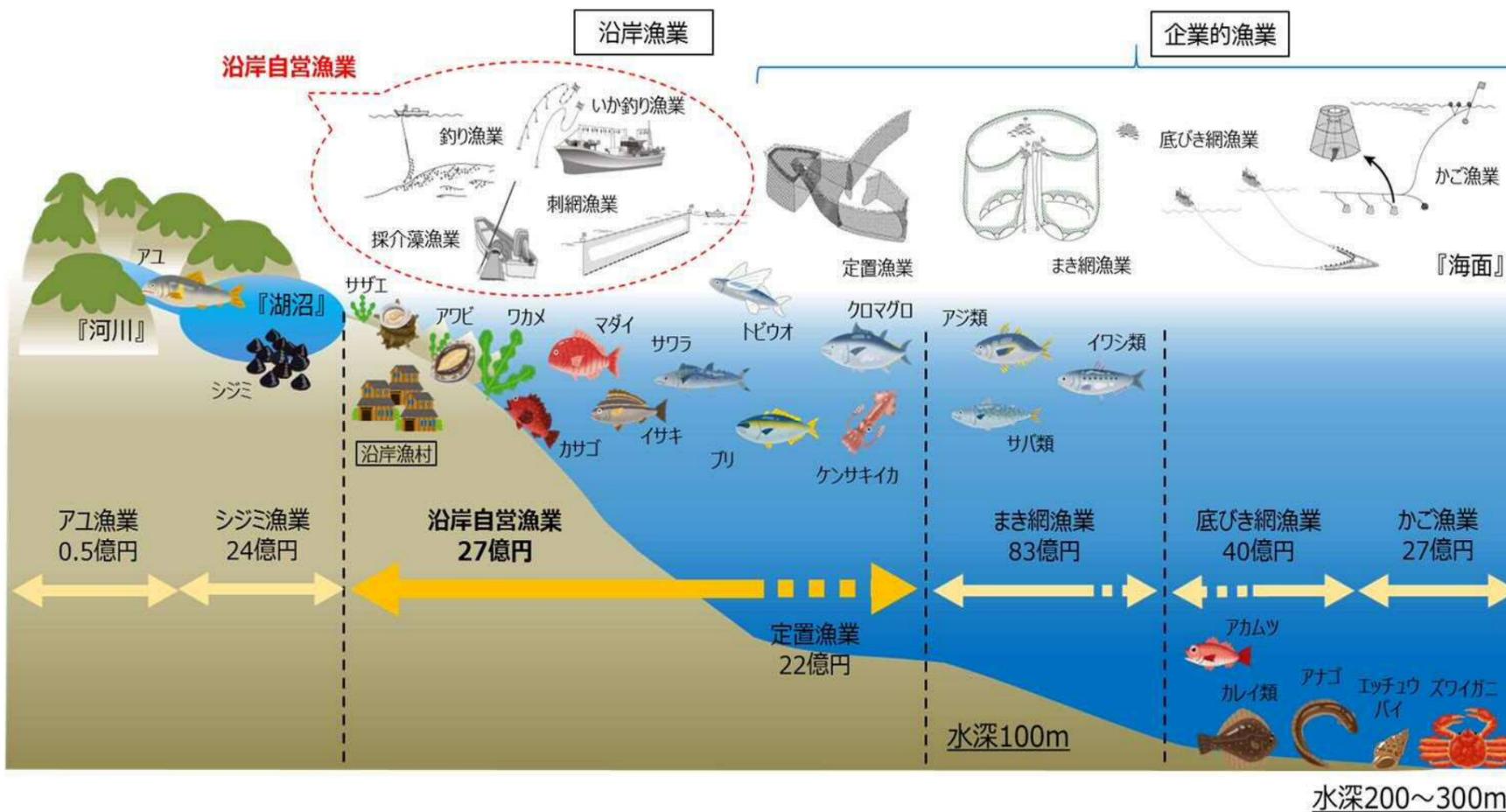
■沿岸自営漁業の就業者数の推移



■沿岸自営漁業の漁獲量の推移



島根県の水産資源と利用の状況



1. 沿岸自営漁業の新規就業者確保

○ 沿岸自営漁業の新規就業者を年間15人以上確保

- ▶ ワンストップ窓口の新設
 - ・ 就業希望者が簡単に必要な情報を入手し、就業相談ができる体制を構築
- ▶ 研修から自立、所得向上までを一貫支援
 - ・ 給付金制度(50歳未満…最大120万円×5年間)を創設
- ▶ 就業モデルの策定、提案 (1年間に行う漁業の一例)



2. 沿岸自営漁業者の所得向上

○ 水揚金額720万円以上の沿岸自営漁業者を113人以上確保

- ▶ 生産性を高める生産体制の構築
 - ・ 個人による複数の漁法の組み合わせ操業やグループで行う協業化等を推進
- ▶ 漁業技術の更なるレベルアップ
 - ・ 『指導者バンク』から指導者を斡旋し必要な指導・助言



水産加工(ワカメの塩蔵品)における協業化

3. 定置漁業の持続的発展

○ 定置漁業経営体の新規参入：1経営体

- ▶ 新規参入の促進
 - ・ 県内外の経営体が参入を検討する材料となる「誘致パッケージ」を整理し、積極的な誘致を図る

4. 企業的漁業や内水面漁業の安定的発展

○ 企業的漁業や内水面漁業の安定的発展

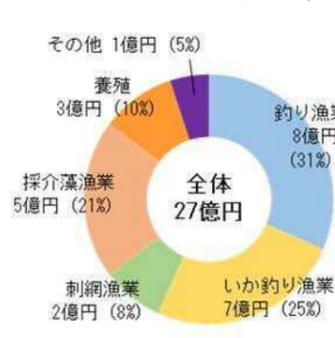
- ・ 科学的知見の収集や提供等に特化し内容を充実させることで、資源管理と収益性の両立に寄与

■全国における島根県漁業の位置づけ (H30)

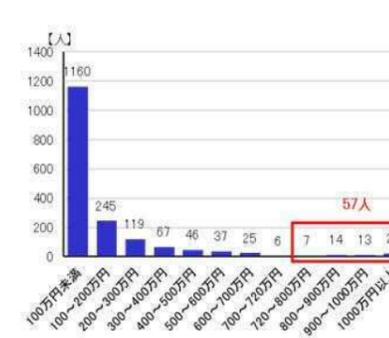
魚種	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
海面漁業	北海道	長崎	茨城	静岡	宮城	千葉	三重	島根	宮崎	青森
マアジ	43,862	28,509	5,407	4,611	3,596	3,483	3,466	3,173	2,703	2,669
サバ類	104,273	100,171	43,245	36,385	35,481	34,259	28,995	21,189	18,837	18,770
ブリ類	14,113	9,578	8,948	8,264	8,159	7,546	6,440	4,646	4,622	3,257
ヒラメ・カレイ類	21,932	4,198	2,983	2,593	1,895	1,879	1,301	1,071	1,058	887
アナゴ類	618	556	412	254	196	177	167	157	149	147
サザエ	1,011	605	464	414	398	306	301	263	253	238
ベニズワイガニ	2,738	2,188	2,088	2,039	1,965	997	866	461	447	227
内水面漁業	北海道	島根	青森	茨城	岩手	新潟	神奈川	宮城	岡山	東京
シジミ	10,101	4,250	4,147	2,520	945	402	395	354	308	304
	2,738	2,760	1,173	778	261	172	120	63	32	17

出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

■沿岸自営漁業の漁業種類別産出額 (H30)



■沿岸自営漁業の水揚金額階層別漁業者数 (H30)



第5期中山間地域活性化計画を踏まえた施策 (商工労働部：産業振興による雇用や収入の確保)

1. 地域資源を活かした産業の振興

- ・地域資源を活用して商品・サービス開発等に取り組む事業者への支援
- ・課題解決のための専門家派遣など食品・飲料製造業の経営基盤強化支援
- ・パートナー店制度活用や展示会出展支援など販路開拓支援
- ・日比谷しまね館での県産品や伝統工芸品の情報発信
- ・雇用就業資金貸付など伝統工芸の後継者の確保・育成
- ・しまね産業振興財団、ジェトロ等と連携し海外への販路拡大を支援
- ・海外バイヤーを招へいた商談会の開催などによる県産品の認知度向上

2. 地域資源を活用した魅力ある観光地域づくり

- ・各地域の温泉や食材などを活用した「美肌観光」推進のための支援
- ・世界遺産、日本遺産など地域固有の文化遺産を活用した観光地域づくり支援
- ・ジオパークをはじめとした隠岐の豊かな自然・歴史・文化を活用した観光誘客の推進
- ・中山間地域の豊かな自然を活かした体験型観光メニューの開発支援
- ・地方ならではの伝統文化・生活を活かした外国人観光客の農山漁村滞在型観光の推進

3. 円滑な事業承継の推進

- ・事業承継に関するセミナーの開催など継続的な啓発活動の推進
- ・関係機関と連携した相談対応、承継計画の策定、フォローアップ等の支援
- ・事業承継を契機とした新商品開発や販路開拓等の新たな取組を支援

4. 中山間地域等への企業立地の推進

- ・中山間地域等への誘致を目的として強化した立地優遇制度等の活用
- ・県と市町村による共同工業団地の整備
- ・所有する遊休施設を貸オフィス・貸工場として整備する市町村を支援
- ・中山間地域等への誘致活動を専門とする特任員の配置
- ・中山間地域等に不足している事務系業種について、市町村と連携して積極的に誘致を推進

5. 若者の県内就職の促進

- ・企業ガイダンスや交流会開催などにより高校生・大学生等の県内就職を促進
- ・島根大学、県立大学、松江高専で、企業等と連携した教育プログラムを実施
- ・女子学生向けの就職フェア等の機会を新たに提供
- ・WEBやSNSを活用した情報発信など企業の情報発信力を強化

第5期中山間地域活性化計画を踏まえた施策 (教育委員会：教育の確保)

中山間地域活性化計画における教育の施策と主な取組

第4章－1－(1)－② 世代や組織を超えて共に学びつなげる機会の創出

- ・住民同士の話し合いを進めるためには、地域の現状や他地域の事例等を学ぶことが必要
- ・その際には、生活機能の確保に関わる団体・企業や、生徒・学生を含め、地域の将来を担う若い世代などが共に学び、話し合うことで、多様な視点や価値観のもと、将来の地域づくりをにらんだ取組につながる
- ・地域住民のつながりづくりや学びの場の創出などを図るため、公民館等の活動の充実や職員の研修などに取り組む市町村を支援
- ・多様な主体が対話をしながら自らの将来や地域のあるべき姿を学びあうことができるよう、行政職員や地域のキーパーソンのノウハウ取得を支援し、地域で幅広い世代が学びあう機会の創出・充実を図る

〔主な取組〕

公民館を核とした人づくり機能強化事業

- ・公民館等の機能充実や社会教育関係者の計画的な人材育成等
実施団体：安来市、川本町、邑南町、益田市、吉賀町、海士町、隠岐の島町

地域魅力化プログラムの普及

- ・内容・意義を知り、活用方法を考える体験講座（1回開催：参加31名）
- ・ファシリテーター養成講座（参加24名）

ふるさと活動モデルづくり事業

- ・小中高校生が校区枠を超えて継続的・主体的に活動する子どもの「ふるさと教育」の実施と、そのサポート体制整備を含めたモデルづくり
実施団体：川本町、益田市、津和野町、吉賀町

第4章－1－(2)－② 社会教育士の確保・育成

- ・住民主体の取組みをけん引する能力を有した社会教育士を養成するため、高等教育機関等と連携し、講習の受講機会の多様化を図る
- ・社会教育士の能力向上のため、研修や学び合いの機会の充実を図る
- ・市町村が行う公民館等への社会教育士の配置を支援

〔主な取組〕

島根大学と連携した人材育成事業

- ・ICTを活用したオンデマンドや双方向型の遠隔講義と集中対面を組み合わせた社会教育士の養成講習を開設（定員30名のうち、島根県内から22名受講）

第4章－1－(2)－⑤ ふるさと教育・教育の魅力化

- ・将来を見据えた地域づくりの担い手のためには、子どもの世代から地元への愛着を深め、教育を通じた人材育成に取り組むことが重要であり、地域と協働した教育活動は地域の担い手の育成や地域の活性化につながる
- ・豊かな自然、文化・歴史、子どもたちを温かく支え育てようとする地域社会といった強みを生かし、ふるさと教育や地域課題の解決等を通じた学びを推進
- ・地域と学校が一体となって子どもたちを育むため、高校において、地域住民、市町村、小中学校、企業、大学など多様な主体が参画する協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の構築も併せて推進

〔主な取組〕

ふるさと教育の推進

- ・地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用
 - ・小中学校9年間を通じた系統的・発展的な学習活動を実施（県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で年間35時間以上）
 - ・県立高校では、地域課題解決型学習やキャリア教育により実施

教育魅力化人づくり推進事業

- ・コンソーシアム設立済：20校（17組織）
 - ～R元設立済：10校（8組織）
 - R2設立見込み：21校（20組織）（R2設立済：10校（9組織））
 - R3設立見込み：4校（4組織）
- （注）複数校で構成されるコンソーシアムあり
- ・しまね留学
 - 地域みらい留学フェスタ（オンライン説明会）
 - 7/25, 26：しまね留学相談会11組
 - 8/22, 23：しまね留学相談会15組、各校からの説明会38組
 - 9/12, 13：しまね留学相談会18組、各校からの説明会15組
 - 10月：これまで相談会等に来られた者が受検を決定するための相談会